

令和8年2月9日

三重県知事

一見 勝之 様

三重県石油商業組合

理事長 亀井 喜久雄

三重県石油政治連盟

会長 藤室 伸一



**軽油引取税「特別徴収義務者交付金」の
交付率引き上げのお願い**

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

私ども三重県石油商業組合および三重県石油政治連盟の活動に対しまして、平素より、特段のご指導、ご鞭撻をたまわり心より感謝申し上げます。

さて、昨年末に旧暫定税率の廃止が決定されたことに伴い、軽油引取税の税額が令和8年4月1日より32.1円/ℓから15.0円/ℓに下がることとなりました。私どもの全国団体であります全国石油商業組合連合会と全国石油政治連盟は、総務省および財務省に対し、特別徴収義務者の①軽油引取税の特別徴収事務に要する作業量は変わらないことから、担当人員を減らすことは出来ず、人件費等のコスト負担額は変わらないこと、②現行の交付率2.5%は1990(平成2)年度から現在まで35年間変わっておらず、この間、人件費や労務費などの諸物価も上昇していること、等から、軽油引取税の特別徴収義務者への交付率の引き上げを強く要望してまいりました。

その結果、昨年末の12月26日、総務省から各都道府県に対し、令和8年度の特別徴収義務者への交付金を令和7年度の2.5%と同水準とする場合には、4.9%に相当する金額となるので、各都道府県の交付率決定に際しての参考として適切に対応されるよう通知されたと承知しております。

つきましては、三重県におかれましても、この特別徴収義務者の税徴収にかかる貢献についてご理解いただきました上で、令和8年度における交付率を4.9%に引き上げていただきますようお願い申し上げます。

また、特別徴収義務者の一部は石油組合の組合員であり、石油組合は不正軽油撲滅に関する諸活動や、SS過疎地における県民への燃料の安定供給対策、さらには、大規模災害の発生時には県からの要請に対し石油組合が司令塔となって燃料供給を行うなどの活動を通じて、県民の生命・生活を維持・確保するために尽力させていただいております。

交付率を引き上げていただくことは、これらの組合活動を継続していくために不可欠であります。こうした組合活動の意義についてもご理解を賜りまして、この点からも交付率を引き上げていただきますようお願い申し上げます。石油組合としては、引き上げを認めていただいた場合には、これまで以上に諸活動を活発に展開していく所存であります。

なお、令和9年度以降の交付金の取り扱いにつきましては、引き続き全国団体が総務省等に対し要望を続けていくこととしております、何卒、よろしくお願い申し上げます。

敬具